

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (2 7 . 1 定)			
日 時	平成 2 7 年 3 月 1 0 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 5 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、千葉・中村・高橋・酒井・濱本・斎藤（博）・ 新谷各委員 （北野副委員長欠席）		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、保健所長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村委員、酒井委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が高橋委員に、吹田委員が中村委員に、川畑委員が新谷委員に、上野委員が濱本委員に、山口委員が斎藤博行委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

○斎藤（博）委員

◎保育需要について

最初に、保育需要についてお尋ねします。

今回の予算特別委員会の初日にも保育需要の見方についてずいぶん議論させていただきました。なかなか聞き取れなかった部分もあるので、小樽市として現状で保育の需要は満たされていると考えている根拠をもう一度説明してください。

○福祉部長

これまでの質問の中で、小樽市では多数の入所待ちの児童が発生しているという状況にもかかわらず、私どもは、保育の需要が満たされている、充足していると繰り返し言っており、かみ合っていないのではないかなというようにもございました。改めて説明いたしますけれども、入所待ちが多く発生している状況、そこに限って見た場合には、確かに充足していないということになりますが、市内の保育所の面積からいたしますと、まだ余裕があるということで、おおむね充足しているというような言い方をさせていただいたところでございます。これについては、大都市を中心に起きている待機児童の問題などを話さなければいけません。現在、大都市周辺では保護者の方ほどの保育所にも入れませんということでございますし、それから事業者の方も施設の面積に限りがあって、これ以上、定員は増やせません、あるいは保育所を建てる場所がないなど、さまざまな課題がありまして、つまり待機児童の要因というのが、認可保育所が足りていない、あるいは施設の物理的なキャパシティが足りていない、供給量が足りない、こういうことでございます。

それに対して国は、例えば、今回の子ども・子育て新制度において、認可保育所を新增設して受皿を増やしましょう、あるいは、これまでの認可保育所に加えて新たに定員19人以下の小規模保育という制度を設けて施設や運営の基準もやや下げたところもありまして、こういったことによって物理的なキャパシティ、供給を増やすということでございます。そして、地方自治体に対しては、そういった観点での保育の必要量がどのくらいあって、どのくらい足りていないのか、あるいはそれをいつの時期にどのように確保していくのか、そうしたことを計画をつくって定めなさいと、計画にはそれだけではございませんけれども、そういった趣旨のことでございます。

そして、小樽市の状況ですけれども、認可保育所に関しては物理的なキャパシティというのは不足していないということでございまして、例えば先日の資料にもありましたが、今年2月の時点で入所児童数が1,481人、入所待ちが54人、合計で1,535人という保育の需要があるわけでございますけれども、数年前でございますが、市内のほぼ同じ施設で1,540人を超え入所をしていたことがございます。これは、いわゆるぎゅうぎゅう詰めのようなことを想像されるかもしれませんが、小樽市内の認可保育所の面積を最低基準で割り返しますと3,000人くらいのお入れ規模にはなります。実際にそういった3,000人というぎゅうぎゅう詰めのような状態にはなりませんけれども、少

なくてもその半分、現在、保育の需要があります1,500人を超える受入れというのは面積的には十分可能であるということで小樽市では保育の需要は充足していると答弁をしているところです。

なお、実際に入所待ちが発生している要因、これは保育士の不足という点がありますけれども、これについてはまた別な観点から喫緊の対応は必要であるというふうに考えているところでございます。

○斎藤（博）委員

前回の議論では、今、部長がおっしゃったように小樽市内の定員というのは、公立、民間を合わせると1,420人、入所している子供の数は1,481人で61人オーバーしていますという話をしました。そのほかに待機児童が54人いるので、オーバーしている部分と待機児童を合わせると115人が保育に欠けているというか、需要関係が崩れているのではないですかという話をさせていただきました。今日のおっしゃっているのはあくまでも物理的な話であって、先ほど部長から物理的なキャパシティと言いましたけれども、要は定員を切り詰めてきています、縮小してきています。けれども、もともと潜在的には例えば昔は100人見ていた保育所が、今は70人しか入れていないが、30人分の物理的なスペースはあるのだと、だから昔の保育の広さなり定員を考えると、先ほど1,540人くらいまでは小樽は保育の供給能力があると、そういう考え方で需要関係は満たされている、そういう説明だったということによろしいですか。

○福祉部長

そのとおりでございます。国の今回の制度に照らした場合も、そういった考え方ができるのではないかとこのように考えております。

○斎藤（博）委員

定数を削減した保育所が、小樽市内でも何か所かあると思うのですが、全ての保育所は従来どおり建物としては全部の建物を使って保育を行っているという理解でよろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

あまり古い話にもならないと思いますので、ここ数年、平成22年度からで考えますと、民間保育所では2か所の施設が開設されております。

それから、公立の施設におきましては2か所の保育所で建替えを行っているところであります。あとは変わっておりません。

○斎藤（博）委員

そうすると、私が議論させていただいているのは、定員とか、それから入所児童数や待機児童数、旧定義で子供の数の話をしているわけですが、小樽市の考え方というのは供給できるスペースの議論をしていたという話になるわけですが、保育を考えるとときに定員という考え方と、それから今この表には載っていないですけども、潜在的な供給面積というのか、そういったところというのはどのように考えたらよろしいのですか。

○（福祉）子育て支援課長

定員との関係でございますけれども、施設の面積との関連ということもあると思うのですが、定員自体は施設の規模から自動的に決まるものではございません。ただし、施設にはそれぞれ保育室など必要な部屋がございますので、そうした面積を上限としてその範囲内において、地域の保育需要などを勘案しながら定員が設定されているものでございます。

○斎藤（博）委員

公立は別にして、民間などでは、ある時期から入所率が100パーセントを超える、120パーセントとか130パーセントになるということがこの10年間くらい常に行われているという実態だということはこの間も話をされているわけですが、どうしてこういうことが起きると考えられますか。

○（福祉）子育て支援課長

一つは保育所の運営ということになりますので、子供が入所いたしますと、その運営費ということで制度の下で施設に対して支払われるといったことで運営されております。

100パーセントを超えることの恒常的な発生要因ということになりますけれども、やはりこういった制度の下、それからまた保育所の入所対象などの動向からいたしますと、3月に子供たちが一定卒園し、それから4月に一番少ない状態でスタートになりまして、徐々にその年度の3月に向けて、退所もありますけれども入所される方が多いものですから、徐々に数が増えていくといった面がございます。そういった動向の下で、最初に申しあげました運営費の関係で言いますと、保育単価というのがそれぞれ定員規模や児童の年齢などで決まっております、この中身からいたしますと、小規模保育のほうが金額的には少し高い設定になっております。そういったこともありまして、当初は一定の定員を設定し、また必要な要件を満たせば年度途中の追加入所は認められていますので、そうした需要に応じてきている、そういったことでなかなか定員の見直し自体、ピークで定員設定をするということにはならなかったと、そのように考えております。

○齋藤（博）委員

言葉も出てきていますので改めて聞きますけれども、例えば保育単価です。定員60人の保育所の子供1人当たりの保育単価と、それから極端ですけれども定員が倍の120人くらいの大きさの保育所の保育単価というのはどのくらい違うのですか。

○（福祉）子育て支援課長

今年度の市内の保育所の例で申し上げますと、年齢別になりますけれども、1歳と5歳の例で申し上げます。定員60人の保育所の1歳児の単価が11万6,520円です。それから、定員120人の1歳児の保育単価は9万6,240円です。それから、5歳児になりますと定員60人の保育単価は5万6,730円です。定員120人の5歳児につきましては3万6,450円であります。

○齋藤（博）委員

民間の保育所に対して、小樽市から保育単価に基づいて運営費が払われているということになるわけですが、これは毎月計算して支給されているものですか。

○（福祉）子育て支援課長

年度によって改定などがございますけれども、その決まった単価に毎月それぞれ年齢別で入所された子供の数を乗じて、その合計額を支払う形でしております。

○齋藤（博）委員

ですから、民間の保育所を経営する観点から言うと、小さい保育所でスタートして、高い保育単価で半年とざっくり言えないわけですが、半年くらいは高い保育単価で運営費をいただいて、あるところから今度はボリュームで単価は下がるけれども、子供の数を多くしていった運営費の獲得を図るという方法がこの10年間ずっと続けられていると理解してよろしいでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今の保育単価等の支払の関係でございまして、基本的にはその年度の単価が決まっていきます。そういったものに基づいて入所実績に応じて支払うという形になっております。

○齋藤（博）委員

そういうときに何か事故とか事件とかあって、今年だけは130パーセントなどになったのではなく、保育所の経営方針上、常に130パーセントなどという入所率が発生していると。実際には、その保育所はもともとは大きい建物だったから入所できるのであって、ぎゅうぎゅう詰めとかラッシュアワーみたくないとおっしゃるわけですが、要は単価を有利に計算させるための方便として、その点数の見直しとか、少ない定数で始めて、そして実際は

入所率を130パーセントくらいまで持ち上げていくというのが、経営手段として使われているということで理解してよろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

今、説明しましたような枠組みがございます。また、保育所の入所に応じた保育士の採用なども、これまでは容易ではありませんけれども、比較的速やかに後から入ってくる子供に対して雇用ができていたといった面もあると考えております。そういったことからすると、もともとの枠組みといいますか、そういった部分は、今、委員が御指摘のような点もございましたけれども、基本的な骨格の部分というのは、やはり国がつくっている形でありますので、今は先ほど申し上げた保育士不足という面もございますので、そうした面も勘案しながら、円滑な入所が図られるような制度の設計が必要ではないかというふうに思っているところでございます。

○齋藤（博）委員

私は、この入所児童数とか待機児童数を、毎月もらってためていたのですが、そのときに言われている定員というのは、やはり一種上限といいますか、この保育所はこういう人数でやるための人とか設備などを用意しているものですという理解で定員というふうに理解していたわけですが、今日の話からすると、広さがあるということとは理解しました。昔のキャパシティーを全部、昔使っていた部屋を全部使うと定員を超えても過密状態にならないということとはわかりました。

ただ一方で、どうしてそういうことが行われるかと聞いていくと、それは保育所の運営が優先されているのであって、コストの問題とか人件費の問題が優先されて、ある意味で制度が乱用されているのではないかなと思うのです。もっと言ってしまうと、ここで言われている定員という考え方が極めて形骸化しているのではないかなと思うわけですが、そのことについてどのようにお考えになりますか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほどの保育単価などが基本になってこの制度の枠組みつくられているものですから、そうした中には運営全般といいますか、保育士の処遇なども含めて総体的なものがかわってくることとなります。そうしたことで先ほども申し上げましたけれども、やはり施設が運営を担保できる、そういった水準の必要な制度設計といいますか、それが国において基本になると、そのように考えております。

○齋藤（博）委員

私が要望したいのは、先ほども言いましたが、定員というものを、保育所の経営上の問題で操作する数字と位置づけるべきではなく、やはり定員というのは尊重されるべきものではないのかと思うわけです。そういった意味で、私は今の課長の答弁を聞いていても、やはり子供を預かる保育所の定員というものが形骸化しているのであれば、適正化を図るような方法を検討してもらいたいと思うのですが、その辺についてはいかががお考えですか。

○（福祉）子育て支援課長

もともと現行制度におきましても、国は定員の見直しにつきましては、2年間連続で120パーセントを超えるのであれば、やはり見直しが必要ではないかという考え方はございます。ただ、なかなかそういったことが先ほど申し上げましたようなこともございまして、ストレートに実行されていないということでございますけれども、平成27年度から新制度がスタートいたしますが、その中においては120パーセントという水準は変わりませんけれども、恒常的に2年間そういったことが続くのであれば、運営費の減算という措置も導入される予定になっておりますので、従前よりは事業者においても、定員見直しなどを積極的に考えるものというふうに思っております。

○齋藤（博）委員

わかりました。まず、小樽市が言っている保育需要は満たされているという考え方は物理的なキャパシティーのことを言っているということは、評価は別として話としてわかりました。

それから、私から見ると定員が形骸化しているのではないかという思いはあるのですが、最後の課長の話では、

やはり国もその辺は問題だと思いはじめているのではないかと。ですから平成27年度からは、入所率が120パーセントかそのぐらいの数字を2年間繰り返しオーバーしているところについては、一定のペナルティーをかけてくれるというような動き方もしてくるということですので、この定員のあり方については今後、変わっていくのではないかとこのように思います。これでこの部分の質問は終わらせていただきます。

◎米艦船の優先順位について

次に、米艦船の優先順位について、お聞きします。

最初に、この間のできるだけ長いスパンでお知らせいただきたいのですけれども、小樽港にいわゆる軍艦が入った数が何隻なのかお示してください。

○（産業港湾）管理課長

小樽港への軍艦の入港実績ですけれども、昭和36年からの実績になりますが、85隻という数字があります。

○齋藤（博）委員

そのうちアメリカの艦船と、そのほかの国も入っていると思うのですけれども、国別ではどのようになりますか。

○（産業港湾）管理課長

全85隻のうちアメリカ艦船が76隻、オーストラリアが5隻、イギリスが2隻、ニュージーランドが2隻という実績になっております。

○齋藤（博）委員

道内にはたくさん港がありますけれども、重要港湾と言われている港ではどのような状況になっているかわかったらお示してください。

○（産業港湾）管理課長

重要港湾以上ということでお答えいたします。国際拠点港湾と重要港湾ということで、室蘭港、苫小牧港も含めた形になりますが、今、説明したとおり小樽港は85隻です。次が函館港の78隻、室蘭港が41隻、苫小牧港が10隻、釧路港が8隻、石狩湾新港が3隻、稚内港が2隻、ほかに実績がない港湾としては留萌港、十勝港、紋別港、網走港、根室港になります。これにつきましては各港湾管理者に直接ヒアリングを行いまして、今、持っている実績の中でという答えになっております。

○齋藤（博）委員

その中で、小樽港が一番多く85隻ですけれども、この辺についてはどのように受け止めていますか。

○（産業港湾）管理課長

今、答弁したとおり小樽港、函館港、室蘭港ですので、古い港ということはあるのですが、特に感想はございません。

○齋藤（博）委員

小樽港に対する米艦船の入港が繰り返されているわけですが、その背景の一つとして、昭和48年4月に外務省条約局によって「日米地位協定の考え方」という文書がつくられたと言われているわけですが、この「日米地位協定の考え方」という文書の存在について小樽市は承知していますか。

○（総務）総務課長

琉球新報で報道として「機密文書「地位協定の考え方」」というものを出していることは承知しております。

○齋藤（博）委員

要は、時間がたってきているので、日米地位協定についての解釈がばらけたら困るということで、第1条から第28条まで、いろいろな場面を想定して確認し合ったものを整理したマニュアルだと思いますけれども、その第5条第1項に「施設・区域外の港、飛行場からの出入国」という項目がありまして、その中で港湾施設の使用に関する合同委員会の合意の中には、米軍が優先使用施設・区域の使用を希望する際は、使用に先立って速やかに日本側管

理機関に通告する旨があります。港の優先使用としては、現在、小樽港と室蘭港がその対象として合意されているというふうに書かれていますけれども、ここの部分についてはどのように受け止めていますか。

○（総務）総務課長

先ほども申し上げましたが、琉球新報から報道されたということで、日米地位協定の考え方の中に、そういう記載があるということは承知しているところでございます。

○斎藤（博）委員

出どころは琉球新報で2004年に出しているわけですが、この文書のはしがきを読ませてもらいますと、これは、執務に資するために国会議事録や資料等をできるだけ参考にしてまとめたものであって、条約課担当事務官が執筆したものであるというふうに書かれています。いわゆる公文書ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

この文書につきまして、外務省は、その出ている文書自体の存在について特段認めていません。そういう意味では、私どもとしましては公式な文書という確認はできない状況にあるということでございます。

○斎藤（博）委員

確認できないのではなくて、やはり小樽港の名前が出ているわけですから、小樽市として一度はその確認作業をするべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

この文書の存否につきましては、東京の弁護士が外務省に対しまして情報公開請求を行ったことがございます。最終的には、不開示情報ということで開示されなかったということになっておりまして、その後、裁判になりましたが、最終的には東京高等裁判所だったと思いますが、その判決の中で外務省が非開示としたことは適法だという結論が出ておりまして、判決としてはそれで確定しておりますので、私どもとしては、それを考えますと、開示請求等をするということについては考えていないところでございます。

○斎藤（博）委員

どうして問題かという、たぶん当時もこういう確認がされたときに、小樽市に事前に相談があったとは考えられないわけですし、頭越しにアメリカの担当者と日本の担当者がこういう文書を、まとめたものがこの文書ですから、その前にいろいろな議論があった中で、米軍の優先使用については小樽港と室蘭港を指名して合意しているわけです。要は、地元の合意とか意見などを全く無視して、頭越しに国同士で合意がなされていると、それが小樽にとっては重要な港の扱いについて決められていることについては、どのように思われますか。

○（総務）総務課長

先ほども申し上げましたけれども、この文書につきましては外務省の正式文書という確認ができませんので、それについてのコメントは差し控えさせていただきます。

○斎藤（博）委員

小樽港は平和な商業港としての発展を目指すという立場に立っていますよね。小樽市民の総意で核兵器廃絶平和都市宣言を持っているまちだと言われているわけです。そういったまちが、地元の意向など全く無視して頭越しにアメリカの優先使用が認められているということは、私は非常に問題ではないかと思っているのです。

それで、こういう背景があるから小樽港への米艦船の入港が一番多いと、そういったものを裏づけているのではないかなと思うわけです。これは私の見解だと思われるかもしれませんが、ただ、こういう指定を受けている自治体である小樽市は、特に空母が入って以降、米艦船の入港に際しては、いわゆる小樽方式、三原則を確立してきているわけですが、それとの整合性についてどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○（総務）総務課長

斎藤博行委員はあくまでも優先使用施設というのを前提に話されていると思いますが、私どもとしましては外務

省の公式文書であるということを確認できておりませんので、それについては答弁しにくいといいますが、答弁できない部分になると思っております。

ただ、こちらとしましては、三つの判断基準を持っていますので、それにのっとってやっていくというのは、今後とも変わらないものだというふうには思っております。

○齋藤（博）委員

今のお話からすると、今年も米艦船が入ってきましたが、向こうの希望する日付までには回答できなかったけれども、小樽市は外務省や領事館に照会するとかバース会議を開いてバースの使用状況を確認するというその三原則を担保するような作業をしましたよね。それはそれなりの時間がかかっているわけです。あるいは別の議論は別として、仮にアメリカなりが小樽港港湾管理者に対して明日入りたいというふうに言ってきたときに、小樽市が持っている三原則の担保というのは物理的に極めて難しいことになるだろうと思うわけですが、私が心配しているのは、優先使用だからということで1か月も前から優先使用権を使わせてくださいという話は、普通は想定できないわけですから、極端な場合、その前の日などに米艦船が入港したいですといった申入れがあったときに、小樽市が三原則を担保できないときには、小樽市としてはどういう態度をとるつもりかを最後にお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室長

前日に寄港要請があったという仮の話ですけれども、これにつきましては先ほども三つの項目で確認するというところで、一つ目は入港時及び接岸時の安全性、二つ目が商業港としての港湾機能への影響、三つ目が核兵器搭載の有無ということで、これは今までずっと確認してきている事項でございます。

今の話のように、例えば前日ということになりますと、たぶん2番の岸壁の状況については確認できることとなりますけれども、入港時の接岸時の安全性であるとか核兵器搭載の有無ということについて確認する時間はありませんので、そういった場合については、現実的には我々に要請されるのは岸壁手配ですから、前日ということになれば、岸壁は手配できないというお答えにならざるを得ないと思います。

それから、前段にありました、例えば1か月前から優先使用うんぬんという話もございましたが、寄港のための岸壁手配要請が大体一月前ぐらいに来ますけれども、あくまで私も港湾管理者としては、その時点で予約を優先的に受け付けるという考え方は全くなく、先ほどから申していますように三つの項目に照らして判断していくということになると思います。

○齋藤（博）委員

今の答弁を聞いて安心しました。要は小樽市としては核兵器搭載の有無の確認と、それから今言っているバースの問題、それから港湾の安全性の確保が担保されない限りは、米艦船の入港は認めないのだと、そういう立場に立っているということを改めて確認させていただいて、私の質問は終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

◎おたる・ヘルシーメニュー事業について

2月11日、マリンホールでシンポジウムがありまして参加させていただきました。それは食の部分で減塩をテーマにした講演ですとかパネルディスカッションだったのですが、それを聞いておまして、特に小樽市のような、今、観光で頑張っているまちとしては、特にこういう視点での市民啓発あるいは観光客に対する対応というのも非常にユニークでかつ大切なことではないかと感じたものですから、質問させていただきます。

まず保健所にお尋ねしますが、平成27年度予算の保健対策費の中の栄養改善対策費の中で、おたる・ヘルシーメニュー事業のための事業費という部分がありますので、その内訳を説明してほしいのですが、その前に、以

前に保健所からいただいていた資料にもあったかと思うのですが、小樽市民の塩分摂取の実情、実態をお示しく下さい。

○（保健所）健康増進課長

小樽市民の食塩摂取量の実態でございますが、平成21年度の本市の調査におきましては、市民1人当たりの食塩摂取量は10.4グラムとなっており、国の目標値である8グラムより多い状況でありました。

○中村委員

小樽市民は塩分をとりすぎているという実態です。それから、それによる例えば高血圧ですとかいろいろあると思うのですが、資料として、小樽市民の高血圧ですとか、あるいは肥満の発生率みたいなもの、そういう数字は出ているのでしょうか。わかればお示しく下さい。

○（保健所）健康増進課長

市民の高血圧と肥満の状況でございますが、第2次健康おたる21の計画をつくった資料がございますので、それに基づいて説明いたします。平成22年度、本市の国民健康保険が実施した特定健診の結果では、血圧が男性の59.1パーセント、女性の49.8パーセントで最高血圧が高い方がおりました。肥満の状況でございますが、60歳代男性のうち肥満者は39パーセントであり、こちらは全国より9.1ポイント高い結果でした。男性の20から60歳代は31.2パーセント、女性の40から60歳代は20.1パーセントの肥満発生率ということで、全国とほぼ同様の傾向でございました。

○中村委員

年代によってもあるかと思いますが、総体小樽市民の状況というのは塩分をとりすぎていることも原因しているのでしょうか、いろいろな所見があるとお聞きします。

それで本題に入っていきますけれども、まずは事業費の内訳を説明してください。

○（保健所）健康増進課長

栄養改善対策費の中でおたる・ヘルシーメニュー事業費でございますが、需用費として事業の周知のためのチラシ、登録店のステッカーを作成するための紙ですとかインク代などで1万8,770円。あとは啓発用の郵送費ということで4,100円、計2万3,000円程度です。

○中村委員

2013年頃から始まっている事業だと思うのですが、今後のことを考えると、予算的にもっと充実をしていただきたいと思うのですが、おたる・ヘルシーメニュー事業、今、これを保健所で一生懸命進められていると思いますが、その内容について何点かお聞きします。

まず、おたる・ヘルシーメニュー事業のスタートまでの経過、そしてこの事業を導入した理由、これについて説明してください。

○（保健所）健康増進課長

事業の経過でございますが、まずこの事業は先進地の広島県呉市で取組が始まりまして、平成23年にNHKの朝のニュースで取り上げられました。それを保健所長が見まして、小樽市でも何かできないかということで、25年に策定しました第2次健康おたる21の事業の一つとして位置づけることになりました。

ヘルシーメニュー事業を取り上げた理由としましては、小樽市民は高血圧の方が多く、これまでいろいろな取組をしてきましたが、それだけでは不十分で限界を感じていたということもございまして、何か新しい取組ができないかということ。また、公衆衛生的には高血圧の方への重症化予防だけに取り組んでいては、あまり効果が上がらないということがわかっていきますので、高血圧になる前の方、所見がない方につきましても、広く血圧対策に取り組む必要があるということで始めました。

もう一点、気楽に外食が楽しめるようになりました、外出が楽しみになったというような、呉市民の御意見もありまして、やはり健康づくりというのは楽しく取り組むという要素が必要だということで、この事業を取り入れる

ことにいたしました。

○中村委員

方向性としては、大変よろしいと思うのですが、このおたる・ヘルシーメニュー事業の内容をもう少し具体的に説明願えますか。メニューといってもいろいろ幅が広いというか、種類を見ていると、いろいろあると思うのです。小樽の場合はどうなのか、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

本市のヘルシーメニュー事業につきましては、市内飲食店においてヘルシーな健康によいメニューを提供していただき、食事療法中の方や生活習慣病予防に興味のある市民の方においしく、エネルギー量や塩分などを心配せず安心して外食を楽しむことができる店を保健所に登録していただき、そしてその店に食べに行ってください、そこでレシピをいただいて、家庭の中でもおいしいヘルシーメニューを取り入れていただくということをしております。

登録店につきましてはステッカーを掲示していただくことになっておりまして、「おたる・スーパーヘルシーメニュー」といたしましては、1食600キロカロリー以内で食塩が3グラム以内、「おたる・ヘルシーメニュー」につきましては、1食600キロカロリー以内、「おたる・ヘルシースイーツ」につきましては1食100キロカロリー以内のスイーツとなっております。

○中村委員

今の説明ですと、スーパーヘルシーメニューとヘルシーメニューというのがあるんですね。スーパーヘルシーメニューがいわゆる塩分量とカロリー、この両方を一定の水準以下に抑えると。ヘルシーメニューはカロリーの部分だけ一定の水準以下に抑えるということですね。一般成人の1日の適切な塩分というのは6グラム未満ということですけども、この数字はたぶん日本高血圧学会で勧められている6グラム未満だと思うのですが、WHOが勧められているのはたしか5グラム未満だったと聞いておりまして、世界の基準というのは、もっと厳しいということが感じられるのですが、まずは小樽もこの基準でヘルシーメニューの拡大を図っていきたいということだろうと思うのですけれども、このヘルシーメニュー事業の開始からこれまでの取組について、どのような経緯を踏まえているのか、その辺を説明してください。

○（保健所）健康増進課長

これまでの主な取組でございますが、第2次健康おたる21が平成25年1月に策定されましたので、その1月に市内の食品衛生協会ですとか小樽食生活改善推進協議会など関係団体の皆様に、そういう事業が始まりますということで案内をしております。

また、7月からは受付を開始しておりまして、登録の第1号店ということで7月1日に1か所ございましたし、7月中は3か所登録がございました。

25年11月には、保健所長が呉市に視察に行き、実際に中心になって呉市で取組を始めた開業医にお会いしたり、呉市保健所などに出向きましていろいろなお話を伺ってきました。26年1月には、市内の飲食店の関係団体などに呉市の様子を紹介して、取組を小樽でもぜひということをお願いをしております。1月以降の取組としては、2月に1件、3月に1件ということでございます。

○中村委員

登録事業者については先週の土曜日ですか、北海道新聞の記事、土曜フォーラムに載りました。「健康メニュー拡大期待、まだ4店、よさ知って」ということですけども、これで紹介されておりますけれども、現在のヘルシーメニュー事業の登録店とそのメニューの内容についても簡単に触れておきたいのですが、お示してください。

○（保健所）健康増進課長

現時点の登録店につきましては4店舗あります。ヘルシーメニューがラ・サリータのツナの和風パスタと辛子明

太子のパスタというもので、ほかはスーパーヘルシーメニューですが、こもればの氷雑炊鶏塩、グランドパーク小樽テラスブラッセリーのヘルシー和食会席、小樽アバンティのヘルシースープカレー、チキンスープカレー、野菜スープカレーになります。

○中村委員

それで、なかなかその 4 店舗から増えていかないということで、これは講演のときにも保健所長からそういう話を聞きました。先進事例として呉市があると思うのですが、その呉市のことなども参考にしながら進めていただきたいと思いますと思うのですが、まず小樽の場合、登録店がなかなか増えない。なおかつ、今、休止している店が 1 店あると聞いているのですが、その辺の増えない理由、あるいは休止している理由なども詳細に調査していただいて、一つの壁を破っていただきたいと思うのですが、そのためにも先進事例である呉市、ここでは 2008 年からヘルシーメニューを開始しているということですが、呉市での取組内容、そして、どのような成果を上げているのか説明してください。

○（保健所）健康増進課長

呉市の取組につきましては、2008年に地域で、呉市で開業しています開業医が知り合いのレストランに働きかけて取組を始めたということで、20店舗のうち8店舗が登録をしてくださったと。その後、なかなか増えない時期があったそうですが、登録店に何か付加価値をつけるということで、月刊のタウン誌の編集長に協力をいただいて、登録したレストランにつきましてはタウン誌で紹介するという取組を始めたと同っております。このタウン誌につきましては、市民の皆様がよく読まれているということでお聞きしておりますが、そういう中で登録店などが徐々に広がり、そしてNHKですとかマスコミにも注目されるようになって、現在では50店舗を超えるまでになったと。そして呉市以外にも広島県や尾道市にまで波及する形になったというふうにお聞きしています。

それで、民間から始まった減塩の取組が、広島大学ですとか地域医療の医師たちの協力もいただくようになり、そして医師のところに来ていた患者の家族も含めてどんどん地域に広がっていったと。そして、2012年5月には日本高血圧学会などと連携して、広島県医師会もバックアップをしまして、世界高血圧デーと高血圧学会が重なるように減塩サミットin呉を開き、全国から8,000名以上の来場者が来たと聞いております。その中身は大変ユニークで、医師による減塩に関する研究発表やシンポジウム、公開講座ですとか、減塩低カロリー屋台ということで、市内の飲食店の協力をいただきましてそういう取組がなされ、大変好評だったと聞いております。

あとは、公募作品で減塩の川柳コンクールを開いたり、減塩の体験コーナーとか、あと市内の企業が無添加のだしや減塩のふりかけ、減塩しょうゆ、減塩の料理酒、減塩の巻きずしをつくるなど、そういう減塩グッズの即売などが行われて、民間と公なところ、そして企業が連携して世界で初めてそういうイベントができたというふうになっております。

○中村委員

呉市で減塩サミットがあったということですが、2012年ですよね、その後、14年ですか、減塩サミットin広島というのもありました。このサミットの内容は、呉市のときと同じような内容だったのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

広島大学が全面的に協力しておりまして、全く同じかどうかははっきりわかりませんが、同じような取組だったというふうに呉市の日下医師から聞いております。

○中村委員

そういう先進事例を参考にしながら、予防の面やいろいろな視点からも非常にいいのではないかと。私が特に思うのは、小樽市は今、観光で頑張っているわけですが、こういった健康メニューを目的に、例えば観光でやってくださる方々などにも小樽はこれだけ充実した健康メニューがありますというようなことで、それを売りにできるのではないかと気もするのです。例えば来る方々にヘルシーメニューを置いている飲食店など一目でわかるような何

かそういう工夫ですとか、それから特に北海道そして小樽は、特に食の部分売りをしていかなければなりませんので、地元産の食材を使ったヘルシーメニューをもっと積極的に全国発信していくということで、非常におもしろいものができるのではないかと期待するのですが、そういう視点からこのヘルシーメニュー事業の課題、そしてその課題を克服して今後の取組をどのように持っていくのか、その辺の考えをお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

本市の現在の課題とその取組でございますが、食環境を整備するという大きな狙いがありますので、そこにつきましては、やはり登録店を増やしていくことが必要かというふうに考えております。それにつきましては、これまで以上に食品関連の協会の方ですとか、あと地域で食改善に取り組んでいます食生活改善協議会、あとは栄養士会、医師会というようなことで、あとは市民にもヘルシーメニューということがすごく健康に大事だということを理解をしていただきながら、そして市民からは店に、例えばもう少し味を薄くしてくださいですなど、そういう声上がるような両輪が大事だと考えておりますので、保健所といたしましては、今後そのような仕組みづくりを第2次健康おたる21を進める中で、トータルとして取り組んでいきたいと考えております。

○中村委員

まず登録店を増やしていかなければいけないということで、料理関係、小樽市内のそういう店の方々にもっと啓発していくということだろうと思うのです。同時に、例えば塩分のとりすぎによるいろいろな所見、これは医療の面からするとやはり内科が多いと思うのですが、市内の内科をはじめとする医療関係の方々、あるいは医師などにも、この辺を理解していただいて、先進事例のように協力体制をとっていただくことも必要になってくるだろうと思うのです。

それから、どんどん啓発していく中で一般市民からも企業に対してこうしてほしい、ああしてほしいというような要望が出てくるぐらい、そこまでいけばずいぶん変わってくるのではないかなと思うのです。あとは、市内にある例えば月刊誌など、そういったミニコミ、メディアを利用させていただいて、協力していただきながら、それをもっとどんどん広げていくことも必要になってくるのだろうと思うのです。

観光の面でも、例えば市内でヘルシーメニューを扱っている店を積極的にマップに載せてあげるとか、あるいはヘルシーメニューを扱っている店が一目でわかるような何かマークのようなものをマップ上で紹介していくことも来る客に対する一つの大事なおもてなしだと思うのですけれども、そういった面でも協力体制をとっていくことも必要になってくるのではないかなと思うのです。そうすると、おもしろい方向というか、形ができ上がっていくのだろうと思うので、ぜひ、こういった視点で、この事業を今後もどんどん進めていっていただきたいと思います。それから、シンポジウムでいらしていた三國シェフ、フランス料理の第一人者ですけれども、その三國シェフが登録制度の普及に協力しますというようなことをおっしゃっていましたので、どのような形で協力していただけるのかだめでもともとで、経費がかかるのではないかとか、ギャランティーの面で大変ではないかという意見もありますけれども、どういう形で協力していただけるのか、その辺をざっくりばらんに三國シェフに当たってみたらどうかと思うのです。そうしたら、また何か新しいものが出てくるかもしれませんので、その辺を積極的に、だめもとでいいからぶつかってみるということもおもしろいのではないかなと思います。小樽市民が塩分をとりすぎて、それに対する成人病などいろいろな所見があるかと思うのですが、そういった面、それから来る客に対して食の部分でそういう小樽のいろいろな食材を使ったそういう健康メニューを提示していくということも、ぜひ、保健所はこの事業を本当にきめ細かく展開されていまして、以前から保健所の事業を見ておりますけれども、ここまで頑張っておられるのは、これまでなかなかなかったような気がします。本当に一生懸命やっておられると思うので、こういったヘルシーメニュー事業をぜひ積極果敢に挑戦して進めていっていただきたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○新谷委員

◎カジノ問題について

初めに、カジノの問題について伺います。

北野議員の代表質問に対する市長の答弁では、今後どのような I R 推進法案が出てくるか、それに基づいて市民のためにプラスになるのかマイナスになるのかを見極めて市民に説明、意見を頂戴しながら今後の対応について検討していくと言われております。これが 3 月 2 日でした。

その後、3 月 8 日の新聞報道では、今国会での法案成立見送り、2020 年の東京オリンピックに間に合わない見通しになった。カジノの実現は見通しがたたないということです。その理由については、やはり依存症の増加、青少年への悪影響、不正な資金洗浄などを心配する声が多く、報道各社の世論調査はカジノ解禁反対が軒並み 6 割前後に上っているということです。

こうした報道があったわけですがけれども、今国会での法案成立はだめだと先が見えません。2020 年の東京オリンピックにも間に合わないと。この見通しが無いのにどう検討するのか、あるいは検討材料がないから検討をやめるということも視野に入れるのか、市長はその辺をどのようにお考えですか。

○市長

I R についてのお尋ねでありますけれども、「今国会への関連法案提出を断念。実現は早くても 2020 年東京五輪以降」こういった報道が日曜日の新聞に出されておりました。これまでも議会で答弁をさせていただいたとおりでありますけれども、I R については非常にハードルも高く、そしてかなりの時間を有するものと認識しております。これからも国の動きを注視しながら、法案が提出された場合にはその内容について十分に見極めていかなければならないと考えているわけでございます。今後とも市民の皆さんの意見を広く伺う中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

○新谷委員

慎重に検討していきたいということですが、今の時点では法案が上程されていないわけですから全く検討のしようがないと、わからないということです。小樽市民の意見は全国よりも反対の意見が多いです。以前の私の代表質問でも紹介しましたがけれども、菊地よう子事務所の市民アンケート、これは全市に配ったものですが、1,440 通の回答がありました。人口の 1 パーセント以上です。カジノ反対が 80 パーセントです。1 年前の調査では 50 パーセントでした。しかし、市民は最初は賛成していたけれども、よくよく勉強してみたらとんでもないことだと、自分は反対に回りますという意見を言う人もいて反対が多くなっているわけです。これは皆さんにいろいろな問題が知られてきたということです。そういう点も含めて、いつ提案されるかもわからない、成立するかもわからないこの法案に対して、市民の意見を酌み入れて、事実上やめるとはならないのですか。

○市長

ただいま答弁させていただいたように、私は基本的には I R 推進法ということで、国で、今、議論している中で、今回は I R 推進法の成立を見送るということでございます。したがって、やはりやめたということではございませんので、それはいずれかどういう形で出てくるのだろうと思いますが、しかし先日の北野議員の代表質問のときにも答弁をさせていただきましたけれども、やはりいろいろな意見、いろいろな団体、いろいろな皆さんに、いろいろな考えがあるわけでございますし、それは国も同様な状況でございますので、私といたしましては、先ほど答弁させていただいたように、国の動きを注視しながら、その内容について十分見極めていきたい。そして市民の皆さんとも恐らく、今後、時間もかなり出てくるだろうと思いますので、広く市民の皆さんの意見を伺いながら検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

○新谷委員

同じような答弁ですけれども、市民の反対が多いわけですから、選挙戦を前にして、やると言ったら不利になるのではないかと思いますけれども、国の動きを見てということ、その点では2020年までにカジノが解禁されて、IRができるのかどうかということがわからないということでは、来期当選するかはわかりませんが、仮定としましては来期の市長の任期中には間に合わないということですね。それは確認できると思うのですけれども、そういう点では今回は時間的な問題で諦めざるを得ないと、そういうことではないですか、いかがですか。

○市長

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを目指して国は検討していたのだらうと思っておりますけれども、日曜日の新聞報道では2020年の東京オリンピック・パラリンピックには間に合わないのではないかとというような報道でございました。したがって、私としてもこのIR推進法の成立には時間がかかるのだらうと思っておりますので、そういった中で十分検討してまいりたい、慎重に検討してまいりたい、このように思っているところであります。

○新谷委員

慎重に検討するという事です。今は検討のしようがないということで、いつになるかわからないと、そういうことでよろしいですね。

○市長

ですから、このIR推進法がいつどういう形になるのか、今のところはっきり先が見えておりませんので、IR推進法案が国会の中で議論され、そしてどういう形で決定、成立をしていくのか、そういったことを見極めた上で慎重に検討してまいりたいということでもあります。

○新谷委員

わかりました。カジノの問題については、今は、検討のしようがないということで、いくら議論を重ねても同じですので、打ち切ります。

ただ、言っておきたいことは、小樽市は今、人口問題に取り組んでおります。雇用の拡大、それも取り組んでいくということです。そうすると税収も少しは上がっていくのではないかと、健全な形で税収が増えていくということにもなりますし、そういう点ではやはり小樽にふさわしい産業など、そういうことを興していきながら進めていっていただきたいと思っております。

◎子供の医療費の無料化拡大について

次に、子育て支援に関連して子供の医療費の無料化拡大について伺います。

一般質問でも質問しましたが、人口対策事業項目の一つとして検討されるという答弁でしたけれども、その課題は人口対策庁内検討会議と小樽市人口対策会議の中でどのような形で議論されるのでしょうか。この医療費の無料化の拡大というのは施策の一つですが、それは医療保険部から提案されたもの、プレゼンテーションというのですか、そういうものを行いながら議論されていくのでしょうか、どのような形で進めるのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

現在、人口対策を検討するポイントとして、働く場の創出と子育て支援、教育、それから生活環境の整備ということも挙げていまして、その中で子育て支援にかかわるということで乳幼児医療の助成も検討する項目の一つとして、今、挙がっているということでございますので、今後はいろいろさまざまな対策を検討する中の一つの項目として議論を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○新谷委員

ですから、その場合、この二つの会議で検討するにしても、ベースというか材料がなければ検討のしようがないわけです。だから、それはただ拡大しますということではなく裏づける数字を持って進めるのか、その辺のやり方はどうするのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

お話のとおり、ただ拡大といっても内容が当然わかりませんので、財政負担等も含めて、その辺を慎重に検討するという形になると思います。

○新谷委員

まだ具体的になっていないようですから、聞いてもあまりかみ合った答弁にはならないみたいですが、医療保険部にはぜひ頑張ってくださいと思います。一般質問で言いましたけれども、2013年の内閣府の調査では、若い世代が将来的に子供を持つとき、さらに増やす場合の一番の不安は経済的負担の増加でした。ですから、負担軽減をしていかなければなりません。医療費については、現在、小樽市と釧路市、室蘭市以外は北海道の医療費助成に上乘せをして助成をしておりますが、小樽市が就学前の医療費を全額無料にすると幾らの予算でできるのか、さらに小学校卒業まで無料化にすると幾らの予算でできるのかお示してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

無料化に伴う費用でございますけれども、平成25年度の実績で申し上げますと、就学前まで無料といたしますと、約3,500万円、それから小学校卒業まで無料にしますと約3,900万円の追加負担が必要と推計しております。

○新谷委員

約3,900万円の追加ということですか。3,500万円と合わせるとということですか、それとも小学校卒業までにすると約3,900万円できるということでよろしいのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今の制度で無料化にすると、小学生の入院までの制度でございますので、その保護者負担をなくするという場合には、さらに約3,900万円の追加支出が必要だということでございます。

○新谷委員

そうしたら、小学生の医療費の無料化は、追加負担がそれほど多くなくできるということによろしいですね。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今、小学生は入院のみ助成対象でございます。それから子供の年齢が高くなると、あまり病気がないと申しますか、医療機関にかかる頻度が少なくなるということもございまして、小学生の助成額は少ない額になっております。

○新谷委員

人口増対策として、この問題を考える場合は、少なくとも近隣の市以上に小樽市は子育てに力を入れているとアピールするものがなければならぬと思いますが、その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

確かに札幌近郊も含めて一般的な基準といいたいまいしょうか、それぞれの自治体によって上乘せをしているという状況も承知してございます。ただ、確かに人口対策は、いろいろな要因があるものですから、それが一つということもあるかもしれませんが、それ以外にもさまざまな対策を考える必要がございますので、そういった中の検討の項目の一つとして考えていかなければならないというふうに考えております。

○新谷委員

確かにそうです。ですが、やはりさきに言いました経済的負担の軽減、これをしていく上で大事な施策だと思います。全国的には大変今、大きくこの流れが進んでおりまして、通院の無料化も半数以上の市区町村で進められております。この人口対策については今年10月をめどに検討結果をまとめたいということですが、具体的に議論を始めるのはいつからか、今後の流れ、スケジュール、また中間報告をするのか伺います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

検討する会議としましては、人口対策庁内検討会議が一つと、それから小樽市人口対策会議ということで、民間の方にも参画していただいております会議がございます。人口対策庁内検討会議は随時開催してまいりますけれど

も、民間の方にも参画いただく小樽市人口対策会議につきましては、今後、5月、8月、10月に開催を予定してございます。それぞれの議論をフィードバックさせながら、お互いに連携するような形で10月の取りまとめに向けて検討してまいりたいと考えてございます。

それから、報告につきましては、中間報告という名称になるかはわかりませんが、節目といたしまして、議論の途中で報告するような形は考えてまいりたいと考えております。

○新谷委員

繰り返しますけれども、全国でも多くの自治体で小学校卒業までの通院の無料化を進めておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

◎介護保険料について

次に、介護保険料についてお聞きしておかなければなりません。

第6期の小樽市の介護保険料の基準月額が5,800円ですが、全道主要都市の保険料の基準月額をお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

道内主要都市の第6期の介護保険料の状況です。3月9日、昨日の時点で各市に問い合わせを行いました。基準月額が高い順でいきますと、旭川市5,830円、北見市5,825円、帯広市5,470円、苫小牧5,372円、函館5,300円、札幌市5,177円、江別市5,060円、釧路市5,050円となっております。

○新谷委員

各市で相当な乖離がありますね。小樽市の基準額は6万9,600円ですが、基準額となる第5段階の対象者は、課税年金収入額が80万円を超える方ということですが、年金に占める介護保険料の割合はどのくらいになりますか。

○（医療保険）介護保険課長

基準額となります第5段階の介護保険料で見ますと、該当する方は、世帯内に市民税課税者がいる場合で本人は市民税非課税、なおかつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方となり、課税年金収入額が下限の80万1円として見ますと、課税年金収入額に占める介護保険料の割合は約8.7パーセントということになります。

○新谷委員

市民の皆さんからは介護保険料が高いと、もっと安くできないかという切実な声があります。介護保険料だけではなく、医療費やさまざまな保険料の負担があつて、年金が下がる中で厳しい、苦しいという声を上げているわけです。

そこで保険料引下げのため使える介護給付費準備基金積立金というのがあるのですが、これは現在、幾らになっていますか。

○（医療保険）介護保険課長

平成26年度末で約2億3,900万円となる見込みであります。ただし、このうち1億円につきましては、24年度に道の財政安定化基金から借入れたものでありまして、6期期間中に返済することになることから、実施的には約1億3,900万円が市として使える残高ということになります。

○新谷委員

準備基金資金の原資はどのようなものでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

先ほど申し上げました約1億3,900万円の原資ということですが、毎年の収支差、黒字で出た分の積み重ねということになります。

○新谷委員

介護保険のサービスは、満度に利用している人はそういないと思います。周りにもそうおりません。市が利用を見込んでいるサービス量より利用が少ないために、この収支差が出てくる、黒字になると思うのですけれども、その分はやはり市民に返していくべきだと思うのです。単純に、これを保険料軽減に使用するとどのぐらい安くなるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

基金の使える残高 1 億 3,900 万円を今回の第 6 期の介護保険料を算出するに当たりその財源として充当するという仮定をいたしますと、基準額月額で約 98 円、年額で見ますと 1,170 円ほど軽減になると見込まれます。

○新谷委員

年額 1,170 円、うんと下がるわけではないのですけれども、市民にとってはありがたい話であるわけです。

私たちは、今回、予算修正案を出しますけれども、せめて低所得者の介護保険料軽減のために基準額である第 5 段階以下の介護保険料を第 5 期並みにしたら幾らの予算でできますか。

○（医療保険）介護保険課長

仮の試算ということでございますけれども、第 5 段階の基準月額を 5,400 円として、また第 5 段階から低所得者層になります第 1 段階までの料率を変えず介護保険料を安くするという方法、それと第 6 段階から第 10 段階につきましては今回算出した第 6 期の介護保険料と同程度とすることを条件に試算してみますと、平成 27 年度予算と比較しまして 1 億 400 万円ほど財源が不足することが見込まれます。

○新谷委員

本当はもう少し下げられればいいのですが、介護給付費準備基金積立金もそれほどないということですので、ぜひ低所得者の介護保険料軽減のために、今からでもできないものでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険料軽減のために、この基金残高を使うべきだということでもありますけれども、平成 27 年度予算の保険給付費、それと地域支援事業費の合計は約 140 億円ということになりまして、この基金の残高が 1 パーセント弱という額になってきます。安定した保険運営のためにはある程度の基金を保有して不測の事態に備えることが必要と考えます。何らかの理由によりまして給付費等に不足を生じますと、再度、道から借入れをしなければならないということにもなりますし、借入れをしますと第 7 期以降の介護保険料の増額につながることもなっております。

また、第 5 期からの保険料増額分が 340 円ということで、ある程度上げ幅を圧縮ができたと思っておりますし、第 6 期の介護保険料算定に当たっては基金の充当は行わないということで算定をしました。

もし、今後、基金が残るようであれば、今後も上昇が見込まれます第 7 期以降の保険料に使うことも可能ですので、第 6 期での基金の充当は行わないことで考えていきたいと思っております。

○新谷委員

今回は難しいけれども、今後増えたら安くすることもできるということですね。実際に第 4 期では、大分積み上がった基金を活用しまして保険料を下げましたから、そういう点では余るといっても何かおかしな話ですけれども、余った場合には市民に還元していくということをお願いしたいと思っております。

◎簡易水道について

次に、簡易水道について伺います。

毎回聞いていることですが、予算書に載っている平成 27 年度の企業団からの受水費は 5,896 万円ですが、水量に換算すると 1 日当たり何立方メートルになるのでしょうか。

また、26 年度の 1 日当たりの受水量は何立方メートルだったのでしょうか。

○（水道）主幹

まず、企業団から予定しております平成27年度の受水量でございますけれども、年間で47万8,880立方メートルを計上しております。日に換算いたしますと1,312立方メートルとなります。

26年度の企業団からの受水量につきましては、年間で45万1,870立方メートル、日に換算すると1,238立方メートルとなっております。

○新谷委員

石狩西部広域水道企業団からの受水量と使用量、実際に使用した量の差は1日当たり幾らでしょうか。

○（水道）主幹

平成27年度の予算ベースで1日当たりの水量で答弁させていただきます。受水量につきましては、先ほどお答えしました1,312立方メートルとなります。

また、使用水量といたしましては14万6,600立方メートルを計上しております、日に換算いたしますと402立方メートルとなり、その差につきましては910立方メートルとなっております。

○新谷委員

昨年の決算特別委員会でも聞いたのですが、この計画は企業団からの受水、2035年度で平均2,282立方メートルです。最大が3,100立方メートルという計画ですけれども、今の状況では非常に使用量が少なく、20年後に1日平均2,282立方メートルになる見通しというのはあるのですか。

○（水道）主幹

将来的な水需要の見通しについてでございますけれども、今後、地下水利用組合が簡易水道に切り替えることや企業誘致により現地で操業する企業数が増えることなどにより、将来的な水需要が今より増えることを期待したいと考えております。

○新谷委員

そのとおりだと思うのです。ですが、大きな計画で今進んでいるわけです。それで、この計画を推進して小樽市をこの中に組み込んだ北海道が責任を持って財政負担をしてほしいということをずっと言っていますけれども、昨年10月の決算特別委員会の後の、北海道との話合い、又は、地下水利用組合との話合いはどのようになっておりますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

北海道との話合いにつきましては、昨年8月末に本市から地下水利用組合に対して地下水から簡易水道へ転換するような必要な方策を講じてほしいという申入れをしたところでありまして、北海道の担当からは、市への財政支援は難しいけれども、企業へは簡易水道の切替えをしてもらうように要請していくという回答がありましたので、現在はその動向を注視しておりまして、その後の協議進捗はない状況となっております。

○新谷委員

地下水を利用する企業へ申入れをすると北海道は言っているということですが、石狩西部広域水道企業団には実際に使用しない水量の分まで払わなければなりません。平成27年度は一般会計からの繰入れが9,958万2,000円、昨年度よりも若干少ないものの、小樽市の苦しい財政をまた圧迫することになります。昨年10月の決算特別委員会の後、またきちんと話をしてくるという約束をしていたのに、これをしなかったということに私は納得できません。このようにどんどん一般会計からの繰入れを毎年繰り返していかなければならないと、この異常な事態を何とかしてもらいたい。そのために引き続き、北海道地下水利用組合に近々どうなっているのだということによってきてほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

協議の申入れにつきましては、今、北海道でいろいろと企業誘致ですとか、引き続き企業に対して簡易水道への

切替えの要請を行っていききたいという回答がありましたので、その状況を見据えていききたいと思ひますし、適切な時期を考えながら北海道に対して引き続き協議を行っていききたいというふうを考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時38分

再開 午後 2 時57分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○酒井委員

◎子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て新制度についてお伺いします。

この制度の中に小規模保育という項目があります。小樽市として、この小規模保育をやるのかやらないのか、私の認識としてはやらないという認識ですが、まずそのことについて伺います。

○（福祉）子育て支援課長

今回、平成27年度からの新制度の中で新たに位置づけられたものであります。この間、そうした事業の方向性といひますか、そうしたお尋ねが一部あったこともございまして、一部考え方を示したものもございまして。そうした中では、基本的に保育の需給関係をそれぞれの自治体の事業計画の中で考えていくこととなりますが、現状での方向性としては、既存の保育施設を活用しながら進めていききたいというのが基本的な考え方でございまして。

ただし、将来、保育需要の変動などがございましたら、その状況に応じて考えていくことも必要だというふうに思っております。

○酒井委員

現時点では、この項目についてはやらない。ただし、未来に向かってはあり得るかもしれないという認識でよろしいでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

おっしゃるとおりでございます。

○酒井委員

それで、これもお伺いしたいのですが、平成27年3月をめどに小規模保育事業にかかわる許可申請の書類を提出されるということで伺っておりましたが、これは大体いつごろになる予定かわかればお示してください。

○（福祉）子育て支援課長

新制度の準備の関係で、これも一つの準備になっておりましたが、日にちまでは確定していませんので、一応、末をめどということにしましたけれども、それよりは早い時期に完成させたいというふうに思っております。

○酒井委員

それで、この許可申請書類の書類ができて上がって、これで受付をされるということだと思ひますけれども、受付後の流れを確認させてください。

○（福祉）子育て支援課長

基本的には認可にかかわる手続となりますので、認可の申請書、それからその基準の審査にかかわる一定の添付

書類をいただくことになるかと思えます。そうした形式的な要件を基に受理をさせていただくことになるかと考えております。その後ですけれども、認可基準がございますので、そういったものに照らして審査を行っていくことになると思えます。

また、必要に応じて事業者への照会などもあるものとも想定しております。具体的な日程まではまだ固まっておりますので、大まかな流れとしてはそのようになるというふうに考えております。

○酒井委員

最初に確認させていただきました現時点では、この小規模保育についてはやらないというところで、この申請を出して結局どのようになるのでしょうか。やらないのに申請の書類は受けます、審査もしますという話ですけれども、現時点ではやらないということが決まっているのに、なぜそういう流れになるのか説明していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

今まで認可しませんということで、断定して申し上げたことはないと思っております。たまたまと申しますか、相手方の事業者から市としての見込みがどうかというお尋ねがございましたので、市としては事業計画などを取りまとめた関係もございまして、現状での方向性を申し上げたものでございます。やはり正式な申請があって、正式な答えを示すことは当たり前のことだと思っておりますが、経過としてはそのようなことがございましたので、申し上げたということでございます。

○酒井委員

最初に私が確認したときは、現時点では必要性がないので小規模保育事業については考えていない。ただし、未来に向かっては必要があるかもしれないという答弁をいただいて、その答弁を踏まえて、今、聞いているのですが、現時点では必要ないということで私は認識して、今、答弁を求めたのですけれども、少し食い違っているというか、お考えがないのになぜ申請の書類をいただいて審査をしてという話になるのか、そこについてもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

認可申請の手続というのは、それはそれでお受けすることになるかと思っております。先ほど申し上げましたのは、正式な答えとしては、やはり受理をして、その結果をお示するといえますか、そういったことがあろうかと思うのですけれども、事業計画などで保育の需給関係もまとめているということもございまして、当面の間といえますか、そういった部分についてはそういった必要性は高くないだろうということで申し上げたものでございます。

○酒井委員

済みません。少々わかりにくい部分があるのですけれども、現在の方向性というか考え方、それから先ほど斎藤博行委員からの質問の答弁でもありましたキャパシティとして、今、間に合っていると。だから、小規模保育は現時点では必要ないという考えだということで、先ほど認識、確認をさせていただきました。そういう確認をさせていただいた上で今の質問をしていて、要は必要がないという認識というか、施設の間に合っているから必要ないというのに、なぜ申請手続の書類をつくって、事業者から申請があったときにはそれを受理して、基準に合わせていろいろ精査をして審査をするという話だったのですけれども、間に合っていてやるつもりがないのに、なぜそういう運びになるのかと思うのです。最初から間に合っていて必要がないという話であれば、申請という話にはならないと思うのです。その書類の手続などもないと思うのですけれども、それがあつたのになぜ必要ないのですという答弁になって、申請は受け付けますとなるのか、その一連の流れが少しわからないのですが、もう一回答弁していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回の新制度で小規模保育事業など家庭的保育事業と言われてはいますが、その認可基準につきましては、昨年 9 月の第 3 回定例会で条例化の議決をいただいたところであります。その内容は、国の省令に基づいて行うと

ということになりますけれども、市町村が認可権者ということになりましたので、その方向性うんぬんということはいったん別にしまして、事業者から申請があればそれに基づき受理をさせていただくのが基本になります。

○酒井委員

食い違っているというか、やはり少しわかりづらいです。例えば小樽市としてこういうことも必要だということからのスタートで、制度が変わりました。申請を受けて基準に満たしている部分があったりだとか、精査して許可を出しますという流れになると思うのですけれども、保育所に関しては、現在はキャパシティーとしては間に合っていて、将来に向かってはどうなるかわからない、ここまでは理解できるのです。そうでしたら、なぜこの小規模保育の申請許可の手続の書類をつくって、申請を受理して、精査してという話になるのかと思うのです。最初からキャパシティーが間に合っているという段階であれば、本当に必要ないという話であれば、それすらもやる必要がないと思うのですけれども、それについてはどうでしょう。

○(福祉) 子育て支援課長

認可制度ということになりますので、その基準に応じた申請手続にかかわる書類関係などは、やはり整備する必要がありますので、そういったことで、今、作業を進めているということでございます。

申請につきましては、やはり申請をされる相手方の事業者の考えによるところでございますので、いろいろ判断されて申請される場合は申請があるものと思っております。

○酒井委員

そこは理解できます。理解できるのですが、私が言っているのはキャパシティーが足りていて、小規模保育施設は小樽市として現在は必要ないということですよ。まず、そこを確認させていただきたいと思います。

○(福祉) 子育て支援課長

先ほど申し上げた部分と重なるかもしれませんが、相手の方からお話があったときに必要ないというような形で断言はしたことはございません。認可の一つの判断の関係が市町村がつくる事業計画などに照らして考え方を決めていくという部分がございます。そういったものも取りまとめをしている段階でございますし、一切その方向性がわからないという返事にもならないものというように考えましたので、現時点の考え方を申し上げたと、そういう経緯でございます。

○酒井委員

その現時点の考え方をもう一回聞かせてください。

○(福祉) 子育て支援課長

私どもは事業計画の中で保育需給の関係を 5 か年の計画になりますけれども、需要の面、それから供給の面を考えました。そういった中で、先ほど来の質疑でもございましたけれども、現状の既存の保育施設の収容能力といいますか、キャパシティーという中ではこの間定員減を行ってきているところもございまして、そういった部分の活用も含めて原則的には対応をしていけるかと、そのような考えの基で一定の保育需給については担保できるかと、そういったことを基に新たな施設ですとか事業の拡大ではなくて、既存施設の活用を原則的な考えにしているところでございます。

○酒井委員

既存施設を使っていくということは、要するに小規模保育は必要ないという理解でよろしいでしょうか。

○(福祉) 子育て支援課長

先ほども申し上げましたけれども、正式な市としての回答はやはり正式に申請をいただいてからといいますか、そういったことになるというふうに思っております。今まで申し上げていますのは、こういった状況の下で保育需給の関係ですとか、そういったことに関する今の時点での考え方ということで御理解願いたいと思っております。

○酒井委員

何回もしつこいようで申しわけないですけども、現状としては既存の施設で間に合っているということでもいいですね。その上で私が聞いているのは、そうすると小規模保育事業は現時点では必要がないという御判断なのでしょうかとということなのですが、もう一度お答えください。

○福祉部長

今回の件については、まず、現状では確かに保育の需要が満たされている状況で、今回の国の新制度の中で出てきている小規模保育事業の必要性というのは極めて低いということでございます。そういった話は先方にある程度させていただいております。もちろんそういう話を聞くと先方は恐らく、小樽市は認可をしないのではないか、もうそういう結論を出しているのではないかとというふうに思われるかもしれませんが、実際のところは、やはり申請を出していただいて、それから正式な決定ということになりますので、今の段階で何か正式な決定のような話をすることはできないと思います。ただし、これまでの質疑で申し上げたような小樽市の現在の考え方、小樽市の保育の状況、そういったことは先方にも話をしているところでございます。

○酒井委員

断定的なことは言えないけれども、現状の保育施設で間に合っているということですね。

○福祉部長

小樽市の現状は、そういったことでございます。

○酒井委員

もう一つ確認していきたいと思います。現行制度と新制度の比較表というのがあります。その中で現行制度の中の認可外保育施設、これが新制度になると、新制度に移行しないことを選択した認可外保育施設については、そのままスライドして認可外保育施設になると書かれています。この選択というのは、要は選択するのは施設側ということで理解してよろしいでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

事業計画などに掲載をしている現行制度と、それから新制度の比較という表の関係だと思っておりますけれども、これにつきましては現行のものと新制度の違いを理解していただくように、そういったことを目的として作成したものでございます。選択ということにつきましては、まずは事業者としての考えもあると思っておりますし、その内容についてはその違いを示している資料でございますので、認可関係の手続きですとかそういったことまでは示している資料ではございません。

○酒井委員

先ほどの話とまた少し連動してしまい申しわけないですけども、逆に言うと、認可外保育施設が小規模保育事業を選択したときは、先ほどの流れになるということですね。申請書を出していただいて精査をして許可を出すか出さないかということになるのですよね。それを確認させてください。

○（福祉）子育て支援課長

おっしゃるとおりそういった御希望で認可申請などを出されますと、それに基づき審査をするということになります。

○酒井委員

堂々めぐりになるので、これでやめますけれども、聞いていると、やはり施設は間に合っていると。間に合っているから現時点では小規模保育施設は必要ないという見解、そういう方向性の下で申請が上がってきたものに関しては、まず精査をしますという話だと思うのです。ただ、聞いていると形式的なものにしか聞こえないというか、そのように理解せざるを得ないような答弁になっているので、何かもう少しわかりやすく、本来は許可申請をしていく中で、例えば対象者がいて基準があって、その上でいろいろ精査をして、許可するかしないかという話になる

と思うのですけれども、現在の方向性としては、今、間に合っていて小規模保育施設は必要ないと考えているのに、それを申請してもらおうということ自体少しおかしいのではないかとこのように私は思うのです。これでやめますけれども、そこをもう一度お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

基本的には、子ども市の側が申請を勧奨するということではございません。事業者が考えに基づいて申請をするということになります。

○福祉部長

これは陳情にかかわる内容かもしれませんが、これまでの事業者との話の中で、小樽市の方向性、現状、考え方というのは一定話をさせていただいている。事業者は、そうではあるけれども、まずは認可の申請をしたいと、ついては早く申請書類を整えてほしい。それはいつまでですかということで、こちらは遅くとも3月末までということでお答えし、さらには今日の答弁にありますように3月末までとは申し上げたけれども、できるだけ早く作成してお示しをするという流れがあるわけでございますので、何か無理やり申請をしていただくとか、そういうことではないことは御理解いただきたいと思います。

○酒井委員

今、部長から答弁がありましたけれども、無理やりという話ではなく、私は、今このやりとりをしていて、先が見えている申請になり得るのではないかとこのように思うのです。キャパシティが決まっていて、未来に向かって必要性はあるかもしれないが、今のところ必要性はない、でも、この制度があって申請を受け付けないといけないから申請を受け付ける。でも、先は見えているみたいな形になっていると、私はやりとりの中でそのように理解せざるを得ないというか、この場ではもうこれ以上はやってもどうしようもないのであれですけれども、終わった後にもう少しわかりやすく説明していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○濱本委員

◎公共施設の総合管理計画の策定について

公共施設の総合管理計画の策定の件ですけれども、確認させてください。

今年度予算の総務費の中の財産管理費で固定資産台帳整備事業費1,158万7,000円が計上されています。これは前年度にはなかった事業費で、今年度初めて出てきたということです。私の読み取りでは、この総合管理計画の策定のための一部分、パーツだという意味合いもあるのかなと理解しているのですけれども、その点についてはいかがですか。

○（財政）財政課長

今回、平成27年度予算で計上しております固定資産台帳整備事業費でございますけれども、おっしゃるとおりこれは公共施設総合管理計画にも使い得る資料でございますが、固定資産台帳の整備自体はそればかりではなく、今後、地方公共団体の会計が複式簿記になっていくためには、市の持っている資産も減価償却していかなければならない、そのための資産の整備のものという形になっております。

○濱本委員

一部使えるということですね。わかりました。

◎北海道障害者スポーツ大会負担金について

次に、今回の予算書の中に、第53回北海道障害者スポーツ大会負担金ということで300万円計上されております。大体こういう大会をやるときは、大会運営補助金とか大会運営助成金などという費目になるのが通例かなと思うのですが、なぜ負担金という費目なのか、その点についてお聞かせください。

○（福祉）障害福祉課長

北海道障害者スポーツ大会とは、全道の身体・知的障害をお持ちの方々が集まる年 1 回のスポーツの祭典でございます。これにつきましては、公益財団法人北海道障害者スポーツ振興協会、北海道、そして開催市町村が経費を負担して事業を実施する形になっております。毎年度各振興局が持ち回りでやっております、平成27年度は後志管内で大会を運営するため開催する市町村も負担をして大会を実施するという形で負担金という形で計上させていただきます。

○濱本委員

何だかよくわからないですけれども、北海道が主催ではないというふうに、今、聞き取りましたが、北海道が主催ではなくて違う団体が主催をしている。普通は団体が主催すると助成金のお願という形で小樽市に来るというのはあれですけれども、だから助成金とか補助金などという格好になると思うのですが、今だと何かよくわからなかったのですけれども、北海道が主催者の一員になっているということですか。

○（福祉）障害福祉課長

申しわけございません。説明が少し不足しておりました。まず、大会の主催といたしましては、北海道、そして小樽市、それから後志の町村会、そして公益財団法人北海道スポーツ振興協会ということで、北海道も主催の団体の一部になっております。それで毎年度各振興局が持ち回りということで、平成27年度は後志管内で実施するという形で、北海道も大会の運営を負担する、開催する後志管内の市町村も大会の運営を負担する。そして大会を実施していくということで、負担金という形になっております。

○濱本委員

ちなみに、総事業費などはわかるのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

予算の総事業費といたしましては1,260万円を予定しております。内訳といたしましては、北海道が600万円、それから開催する市町村が600万円、そして参加する選手の方々の一部負担金という形で60万円、総額1,260万円という予算を計上させていただいております。

○濱本委員

要は振興局管内の中の開催地の一つである小樽市が600万円のうち半分の300万円を負担すると。悪いと言っているわけではなくて、突然出てきたものですから、よくわからなかったということで。ちなみに、このスポーツ大会で言うと、議案説明のときにいただいた資料の中では、後志管内で開催し、選手、ボランティアほか約1,200名が参加予定となっております。今、話を聞いていると、種目によってなど複数地で開催するようなニュアンスで聞こえたのですが、このスポーツ大会の開催の概要、要は日程だとか種目だとか参加人数、特に小樽ではどのようにしているのか、その点についてお聞かせください。

○（福祉）障害福祉課長

開催日は8月30日曜日の1日でございます。

開催する会場といたしましては小樽市、小樽では陸上競技を実施いたします。そのほか後志管内でニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、余市町という五つの町で車椅子バスケットボールとかソフトボール等を開催いたします。

それから、小樽市は陸上競技ということで手宮の陸上競技場で開催いたします。参加予定の人数といたしましては、選手がおよそ600人、そして競技役員やボランティアの方々を含め総勢1,200人、これは小樽市とかほかの町含めて総勢で1,200人ということで予定しております。その中で小樽での陸上競技には350人程度の方が選手として参加していただけるのではないかとというふうに予定しております。

また、小樽に宿泊していただける方もいらっしゃいますので、宿泊施設の確保についても、今努めているところでございます。

○濱本委員

この数年間、障害者の皆さんのスポーツというのは注目を浴びているし、皆さん応援をしています。そういう意味では、こういう大会が小樽で開催されるというのは、私は意義があることだと思いますし、こういうお金が出るというのは、小樽市の姿勢としても評価できるものだと思います。ぜひとも 8 月 30 日まで時間がありますけれども、当然、いろいろなホスピタリティーの問題もあると思うのです。当然、会場が 100 パーセントバリアフリーになっているとは私は思えません。いろいろなことがたぶん出てくると思います。そういう意味では、その点についても十分御配慮いただきたいということと、それから市民の皆さんにも、こういう大会がありますということを周知していただいて、ぜひとも時間があれば応援に行ってくださいとか、ひたむきにスポーツをしている皆さんを応援してくださいということで周知についても御尽力をいただきたいと、そのように思いますけれども、その点についても何か意気込みがあればお聞きます。

○（福祉）障害福祉課長

やはりバリアフリーという問題では、特に駐車場とか車椅子の方のトイレなどというのが大きな問題になってくるかと思しますので、その辺につきましては、特にいろいろな関係機関の方の協力をいただきながら、できる限りの障害をお持ちの方に配慮させていただきたいと考えております。

また、ポスター等も、今、作成するというところで準備を進めておりますので、いろいろな障害をお持ちの方々の団体には参加を呼びかけるのとあわせて、周知啓発にも努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○濱本委員

ぜひとも周到な準備をお願いします。350 人参加されるということです。道内各地からたぶん参加いただける、宿泊もあるということなので、小樽に来て大会に参加をしてよかったという思いで帰っていただきたいと思しますので、ぜひともよろしくをお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎高齢者等の除雪弱者対策について

高齢者等の除雪弱者対策について伺います。

一般質問でもさせていただきましたけれども、ここ数年の大雪で市内では、雪の相談ですとか、本当に悩みを訴える方が非常に増えたと実感しております。この背景には、やはり高齢化、また、担い手不足があると思っておりますけれども、改めて除雪ボランティアの現状と課題の認識について伺います。

○（福祉）地域福祉課長

除雪ボランティアの課題に対する認識でございますけれども、この事業を行っている社会福祉協議会に伺いますと、市長の答弁でもありましたが、社会貢献を目的に企業、学生などの有志グループ 23 団体がボランティア登録をしております。これについては大変ありがたいということで認識しております。しかしながら、やはり皆さん、働いている、それから学生ですと授業があるということで出勤が週末に限られてしまうということです。それから、皆さん、現場に行くのに駐車場が必要だということをおっしゃるということで出勤にも条件が生じてまいります。それで、社会福祉協議会でも事前に現場を確認するなど、調整にかなり労力を使っていると聞いております。

それから、これも答弁にありましたけれども、平日の大雪時に要請が集中してまいりますので、社会福祉協議会が雇用する除雪作業員が回って対応しております。ボランティアは平日には行けませんのでそういった作業員が対応しますけれども、利用者はすぐに来てほしいと、皆さんできるだけ早く来てほしいとおっしゃいますから、そう

いったニーズに応えられず日程を調整せざるを得ないということでございます。せっかくのボランティアの意識がありますので、それはそれでこれからも大事にしていきたいということでもありますけれども、やはり平日に機動的に動けるボランティアの確保が必要だと。しかしながら、現状として時間に余裕のある方がなかなかいないということで確保が難しい、これが現状に対する認識であります。

○千葉委員

今、いろいろ話を伺ったのですけれども、担い手の確保ということで、確保と育成については社会福祉協議会と話をしてくと答弁をいただいております。これは以前から除雪に限らずさまざまな分野でボランティアが非常に不足をしているというところで、社会福祉協議会で行っているボランティアの育成講座にも参加する方は非常に少なく、さらに受けたからといってボランティアに登録する人もごく一部ということで、私も非常に厳しい状況だと思っています。事除雪ボランティアになると、さらにハードルが高いということもありますけれども、先ほどの答弁を読み返すと協議ではなく、あえて話をしていくという答弁だったのですが、話と答弁した理由があるのかどうか、まず、その理由についてお聞かせください。

○(福祉)地域福祉課長

福祉除雪は社会福祉協議会が実施主体でありますので、向こうの主体というものを尊重しまして、それでテーブルにつきたいという意図で話し合いをとというような表現をさせていただいたところであります。

○千葉委員

社会福祉協議会が行っております福祉除雪サービスということで、大雪で先ほども話がありましたけれども、要請が集中すると対応が難しいという答弁でした。今年度の状況を聞きましたけれども、448世帯の登録で約100世帯ですから4分の1ほどしか利用できなかったと私は感じています。これは、実際に登録はしたけれども、要請はしたけれども利用できなかった、又は断られた、そういう状況については本市では把握されているのかどうかについてはいかがですか。

○(福祉)地域福祉課長

どちらのお宅でいつどのようにずらすとか、そういったことを社会福祉協議会から逐次報告があるわけではありませんが、大雪時に要請が集中するというので、ずらしたりせざるを得ないという状況があるというのは伺っているところではあります。

○千葉委員

除雪弱者の方が必要としているこのようなサービスが利用したくてもできない状況というのは、どうなのかと思っております。先ほど、ボランティアの拡充や担い手の育成については、答弁にもありましたとおり、現代社会において時間的に余裕のある方は少なく、担い手の確保と育成は大きな課題ということでありました。本当に比較的時間や体力に余裕のある方というのは退職間もない方ですとか仕事を探している方ですとか、冬休みなど、そういう状況にある学生が思い浮かぶのですけれども、社会貢献として少しでも報酬があれば、もっと前向きに検討できる方もいるのではないかと思いますけれども、一部の他自治体でも行っているような有償でのボランティアに対しての本市の考え方というのはどのようになっているのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

今、委員から他の自治体でやっているということで伺いましたけれども、私どもも聞いてみたところ、皆さん自分の家のことでいっぱい、ほかまでやる余裕がなく、そして報酬をもらうことで逆に責任を負いたくないのだと、ボランティアなのである程度自由にやっていきたいという考えから、なかなか募集をしても集まらないということで実情を伺っております。

それから、利用者からも一部負担金をもらってということもあるそうですけれども、なかなかそういったことになりまして御無体なことを言う方もいて、金を払っているのだからもっとこうやってほしいというようなこともあ

るそうです。有償、無償いろいろやり方としてはあるかもしれませんが、当面は今の社会福祉協議会がやっていますシステム、制度をベースにして、よりよい方向を考えていかざるを得ないのかと、このように考えてございます。

○千葉委員

高齢者等のお宅に行って話を伺うと、やはりこういうサービスが利用できるけれども当てにならないので、シルバー人材センターをお願いをしているとか、民間業者に頼んでやってもらっているなどということ、やはりそういう方も非常に多くなってきていると思っています。その中で除雪弱者に対する支援というのは、本当に社会福祉協議会だけでもできないですし、では行政が全てできるかという、そうでもないとも思っておりまして、本当にこういう人たちの状況が一番よくわかっている地域、小さい単位で地域がよくわかっている、そういう中で何かしらの支援だとか協力などができないかというのは非常に思っているところであります。これは福祉の側面から言うと福祉部になるのですが、雪の除排雪となると雪対策課が所管であります。雪対策課で行っている毎年の除雪懇談会の中では、こういう高齢者などの除雪弱者の方の相談だとか、意見、要望等は出ていないのかについてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

除雪弱者と言われる高齢者からの要望についてですけれども、年 2 回開催しております除雪懇談会におきましては、高齢者から市の除雪で発生する玄関前の置き雪をどうにかしたいといったような相談がよくあります。この置き雪に関しましては、なかなか市で全て対応するといったことが困難でございますので、その方々には民生・児童委員ですとか社会福祉協議会などに除雪サービスの利用ができるかできないかといったことで相談していただくようお願いしているといった状況でございます。

○千葉委員

除雪懇談会に何回か出席させていただきましたけれども、これに特化したことというのはあまり意見が出ていないかなというふうに思いますが、地域を回っていると除雪ができなくなっている方の問題というのは非常に大きくなりつつあると感じています。これは雪対策課の中でも今、行っている砂まきボランティアですとか置き雪対策等そのほかにやはり除雪弱者に対する対策をしっかり雪対策課の中で検討また課題等の整理もしていただいて、今後、進めていただきたいと感じているところですが、その辺についてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

委員のおっしゃるとおり雪対策課といたしましては、高齢者に対する直接的な支援といったことは今のところございませんけれども、市民との協働といった施策の中では、貸出しダンプですとか砂まきボランティアなどの制度を行っているといった状況でございます。確かに除雪弱者に対する雪対策につきましては、今後、市と市民、そして町会など市全体で行うことが重要ということで考えております。

○千葉委員

本当に地域では除雪機を持っている方が近隣の方の世話をして除雪を行っていたり、また今、灯油代とか電気代が上がったので有効利用されていない融雪機の設置をしているお宅等、もともと地域にあるそういう資源なども何か仕組みをつくって利用しながら地域で何とか除排雪の困難者に対して手だてができないかと思っているところで、ぜひそれも含めて除雪弱者対策を推進していただきたいと思っておりますので、それを要望して私の質問は終わらせていただきます。

○高橋委員

◎空き家の危険な雪問題について

それでは、代表質問にかかわって、前回質問しました空き家からの雪問題の続きを今日も議論させていただきます。前回の質問の中で関係課の役割分担が大分見えてまいりました。

まず、確認したいのですが、市民から消防本部に通報があった場合、消防本部から建築指導課若しくは雪対策課に連絡が行くようですけれども、これについてもう少し詳しく説明してください。

○（建設）雪対策課長

落雪があった場合の流れについてですが、改めて説明させていただきます。

落雪があった場合、落ちるところが市道ですとか、それに係る管理道路、又は私道、そして民有地、そのほかには国道、道道といったように分類されるかと思います。まず市民から消防若しくは警察に通報があった場合には、消防本部では現地に出向いて人的な影響がないかどうかといった確認をされます。

また、それと同時に建築指導課、そして雪対策課に連絡が入りまして現場に向かいます。雪対策課といたしましては、道路交通に支障があるかどうかといったものを判断させていただきます。建築指導課につきましては、その家屋の状況がどのようになっているのか、また家が空き家になったのかどうかも含めて、所有者がその後、どういう形で管理されているのか等も含めた中で所有者を探すといった形になっております。一応そのような形で交通に支障があった場合は、市から除雪ステーションに連絡をして交通の確保を行うことにしております。

○高橋委員

それで、具体例をもって確認したいのですが、前回の質問の次の日にも落雪があって、幹線道路を塞いでしまったということがありました。そのときには、今、雪対策課長が言われたように建築指導課も雪対策課も消防本部と一緒に出勤しているという話でした。その道路の雪、人命救助若しくは人命確認が終わった後に、その塞いだ雪をどう処理するのかというのはどのように判断していくのか、これも説明してください。

○（建設）雪対策課長

まず、道路に落雪があった場合ですけれども、人命の確認はもとより、やはり交通を確保しなければならないといった中で、一定程度交通を確保できるのであれば、バリケード等の対応ですとかそういったことを行います。

また、交通に支障があれば、除雪等によりまして、幅員等を確保しているといった状況でございます。

○高橋委員

空き家の所有者が誰かわかるかどうかというのは建築指導課で調べと思うのですが、所有者がわかった場合の判断とわからなかった場合の判断では、今、課長のおっしゃった処理の仕方が変わると思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

所有者がわかった場合につきましては、所有者に対して建物の維持・管理について指導していくことと、わからない場合につきましては現場をパトロールしながら、注意しながら確認していくといった状況で対応しております。

○高橋委員

今度は雪対策課に確認しますけれども、所有者がわかった場合の話ですが、そもそも屋根の雪というのは所有者が処理しなければならないことですので、雪対策課としては雪の処理についてどのように考えていくかという流れをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

落雪があった空き家の所有者がわかった場合につきましては、基本的には除雪業者が作業を行いますので、除雪業者のほうでその落雪に、道路確保のために必要な除雪作業の費用の見積りを作成します。その作成した見積りににつきましては建築指導課に渡しています。

○高橋委員

今のお話は時間的に余裕があるときの話だと思いますけれども、先ほど話があったように緊急避難的に道をあけなければならないといった場合にはどのようになりますか。

○（建設）雪対策課長

いずれにしても道路確保を優先した場合に、やはり所有者の確認、そして費用の面も含めて並行して作業を行っている状況でございます。

○高橋委員

実際にその作業が行われて、例えば所有者がいて所有者が了解したという話になれば請求行為ができると思うのですが、空き家の所有者がわかった場合の処理費の請求の流れについて説明してください。

○（建設）雪対策課長

請求の流れですけれども、除雪業者から落雪処理にかかわる費用の請求書が上がります。これは雪対策課を経由いたしまして建築指導課に渡します。この見積りにつきましては、建築指導課で調べた所有者に郵送されるといった流れでございます。

○高橋委員

整理すると、業者から雪対策課経由で建築指導課に届いて、建築指導課から空き家の所有者に行くという流れでよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

実例があれば示してほしいのですが、実際に請求行為を行ってきちんと業者に払われているかどうかという確認まではされているでしょうか。

○（建設）雪対策課長

この件につきましては、現在、調査しているところでございます。

○高橋委員

具体的な数字については時間がかかるとは思いますが、雪対策課にお願いしたいのは、直近3年間でこういう緊急事態に業者が扱った、請求行為がどういう流れになっているかが非常に懸念されます。除雪業者は市の業務を請け負っているわけですから、市には全く関係ないということにはならないと思いますので、例えば請求行為をして金にならなかった、要は受け取れなかったという場合には、当然、市に立替払みたいなのが請求行為がなされるのかと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

基本的には、土地所有者に支払いをしていただくように協議をしまいでございますけれども、所有者の所在が不明など、こういった場合には市が負担せざるを得ないといった状況になっております。

○高橋委員

先ほども言いましたけれども、緊急避難的な措置ですので、行政代執行のような形で市が立て替えるのはやむを得ないと私は思います。例えば、業者に市が支払いましたとなると、今度は市が空き家の所有者に請求行為を行わなければならない穴があくわけですが、これについてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

そのようなことがないように所有者には請求してまいりたいと思います。

○高橋委員

いずれにしても実体的な数字がない中で議論していますので、私の懸念が何も心配ないのだとなってくれば問題ないと思うのですが、この辺が少し見えないものですから、ぜひ調べて、まとめていただいて後日私のほうにお示しいただければと思います。

もう一つの懸念は、同じ空き家で毎年同じように落雪しているのではないかと思うわけですが、この点について

はいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

毎年落雪が起きている案件でございますけれども、空き家の雪で危険な建物につきましてはリストがありますので、パトロールを通しまして空き家の雪の状況の変化を確認しております。危険な状況と判断した場合につきましては関係部局に情報を伝えるとともに、落雪注意の看板、ロープを設置して注意喚起を行っているところでございます。

○高橋委員

建築指導課長も建築指導課として毎年同じようなことを一生懸命やられていると思うのです。そういう中では、それ以上はもうできないという答えだと思います。何回も言いますが、もし、これで事故があった場合には、本当に悔いが残るわけです。なぜ、何もできなかったのかという話になるわけで、本会議でも話しましたが、空家等対策の推進に関する特別措置法によって、かなりできる範囲が広がるだろうという期待を市民の方も持っていますし、我々も持っているわけですが、新しい体制の中では現状の毎年同じような空き家からの落雪についてはどのように考えていくかというのが非常に大切になるのですが、これは現在の担当者に聞いてもなかなか難しいと思いますので、総務部長に答えていただくほかないと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長

私も新しい体制の中で実際どういった業務が行われるのか、どのぐらいの業務量になるのかはわかりませんが、昨日も質問がございまして、実際どのような業務になるのだろうかというお尋ねがございましたけれども、一つには、体制ができますので、たぶん一気に苦情が殺到すると思いますので、苦情対応という問題が一つ大きなウエートを占めるのではないかとということと、それからやはり所有者を調査し特定をしていく、こういった作業をまず一定程度クリアしながら空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置を行っていただくと考えていくのが普通ではないかというふうに思っております。

そうした中で、今、同じ空き家の所有者が同じようなことを毎年繰り返した場合にどのような対応をするかというお尋ねがございましたけれども、具体的に私もどういったことをしていくかということは今も思いつきませんが、できるだけそういった形にならないような対策については、今後、検討していきたいというふうに思っております。

○高橋委員

関連して、現在、御苦勞されて実際に動かれている消防本部、建築指導課、雪対策課と新しい部署との体制についてはどういう関係性になるのか、その考えをお聞かせいただけますか。

○総務部長

前回もお尋ねがありまして、まず、そういった情報共有は必要だということで体制を組んでいきたいということでしたが、現在、組織はないにしてもいろいろな形で情報交換をしているとは思いますが、特に危険な空き家の問題については円滑かつ適切に対応をしていかなければならない、そういった行動力が求められると思いますので、関係機関の中では連絡会議みたいな位置づけが想定されるのですが、そういった中で的確に情報共有していただいて円滑な対応をとっていただくというようなことを心がけていきたいというふうに思っているところでございます。

○高橋委員

いずれにしても新しい体制ができた中で、また具体的に議論をさせていただきたいと思いますので、雪の問題はこれで終わります。

◎小樽の歴史と文化の学習について

次に、代表質問で教育問題を質問させていただきました。

まず、小樽の歴史と文化の学習についてということで教育長にも御答弁いただきましたけれども、同じ認識だと思えば大変安心しましたし、力強く思いました。御答弁の中で「体験的な学習を通して」というくだりがありますが、これについてこれまでではどういう学習だったのか、今後どのように考えていく学習なのかをお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

体験的な学習の事例を何点か説明させていただきますと、例えば小樽の歴史を調べるといような学習においては、教室で教科書だとか副読本などの学習から得られた疑問だとか課題に対して、子供たちが実際に博物館等に向いて、人口の推移だとか学校の数の推移などを調べたり、昔に使われていた道具だとか写真などを実際に見たり、また、学芸員からいろいろな説明を聞いたりすることで学習を広げ、知識や理解を深めていくと、そういう学習が今も行われております。

今後この体験的な学習というのは、子供たちが主体的に学習に取り組む能力を身につけるといことと、それから学ぶことの楽しさや成就感を体得する上でとても有効な学習でありますので、今後もより多く取り入れていくよう学校で指導してまいりたいと思っております。

○高橋委員

もう一点、教育長は来年度はということで区切って各学校には社会貢献活動を積極的に取り組むように指導していきたいという旨のお話がありました。この社会貢献活動というのは具体的にはどういうことを考えているかお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

これまでも学校では社会貢献活動の一環として、例えば福祉施設の慰問だとか地域の清掃ボランティアなど、さまざまな活動を行っておりますけれども、今後は一層子供たちに地域への感謝の気持ちを表す取組として、例えば子供たちが地域イベントに積極的に参加することだとか、それからみずからの学習の成果の発表の場として、例えば演奏活動を披露するだとか、地域の愛着を深める、そういった活動を今後とも行っていきたいと考えております。最後に教育長に再度伺いたいのですが、やはり私が代表質問で話したように小樽というのは本当に歴史と文化の積み重なった非常に重層的な地域だと思っております。表に出て初めて小樽のよさがわかるという認識でおります。私も一時期東京にいましたけれども、小樽のことを聞かれると本当にわかっていないという実感がありました。そういう意味では、子供たちにはぜひ小樽の歴史と文化をいろいろな角度から学んでほしいと思っておりますし、そういうことを具体的に一つ一つ進めていただきたいとも思っております。いずれにしても、今後、具体的に教育長もいろいろ考えられていると思っておりますので、総括的にそこら辺の考えを聞いて、私の質問を終わりたいと思っております。

○教育長

社会貢献活動を行うといった趣旨は、これまで4年間、私の任期もちょうど4年になりますが、これまで開かれた学校づくりということで外部の人材なり外部との連携ということで、学校の中に豊富な人材を取り入れる、このことをテーマに4年間取り組んできました。樽っ子サポートもそうですし、それから秋田大学の教授を招く公開授業もそうですし、それから博物館、美術館、とりわけ図書館とのスクール・ライブラリー便などを学校の中に取り入れる活動をしてきたと。今度の4年間は、学校が外に出ていく。学校から外に出て実社会の中で活動をしていく学校をテーマにそういう意味で学校全体として、一つ社会貢献活動ということを通じながら、社会にどう役立つ子供たちといますか、OECDの調査では、高校生ですけれども、日本の高校生は自己肯定感が世界の子供たちより少ないと。結局、社会の役に立つ子供というものを実感させたいと。誰かに感謝されるとか自分が役立つ存在である、そういうものはやはり学校の中ではなかなか得られないので、社会に出て社会の役に立つ人材として過ごしていく。それは小樽では恵まれた教育資源と私は言えますけれども、文化・芸術という意味では古い建物、それから文化財もありますし、それから文化・芸能、これは、私がかねてから言っています潮まつりに全学校が梯団を組んで出る。これは一つの社会貢献活動と思っております、今年は各学校で必ず潮音頭を習うということも今、考え

ておりまして、これは潮まつり実行委員会からも、来年は潮まつりが50周年なのだそうです。それで、ぜひ参加促進の一環として子供たちをたくさん出してほしいと要請されておりますので、そのようなことも頭に置きながら学校から外へ出ていくという活動を今後の大きな目標の一つにしたい、そんな意味で社会貢献活動に積極的に参加することを促進すると、そのように申し上げておりまして、本当に子供たちが社会の中でどうやって自分が役立つ存在であるか、それが結局キャリア教育につながっていくだろう。それから、地元の定着率を高めていくことだろうと私も思っておりますので、ぜひ人口減対策に積極的に教育としても参画していきたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時05分

再開 午後 4 時40分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

新谷委員より別紙お手元に配付のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号一般会計予算修正案を提案します。

安倍政権の円安政策で諸物価の高騰に加えて消費税率の 8 パーセントへの引上げ、その反面、年金の引下げ、給与所得の減収などで市民の暮らしは苦しくなっています。医療や介護の改悪で70歳から74歳までの窓口負担は 2 割負担に引き上げられ、入院給食費の引上げ、介護保険料の引上げなど負担は増えるばかりです。

菊地よう子事務所が昨年行った市民アンケートには、人口の 1 パーセントを超える1,440人が回答を寄せて、「暮らしが苦しくなった」と答えた市民は74パーセントに上っています。

小樽市は、市民生活応援のわずかなふれあい見舞金もなくし、福祉灯油の実施も行っていない。

中小企業の経営も大変で、商工会議所が四半期ごとに行っている経済動向調査結果、平成26年度第 3 ・ 四半期の概況では、全業種平均で「好転」したとする企業が10.4パーセント、「悪化」したとする企業が24.8パーセントで、D I 値はマイナス14.4と 3 期連続のマイナスとなり、前年同期より20.0ポイント減少、卸売業、観光・サービス業、建設業は、いずれも前年同期プラスからマイナスに転じています。

このように、安倍政権のアベノミクスの効果は地方に及んでいないというのが実態です。地方自治体の役割は、国の悪政の防波堤になり、住民の福祉の向上にあります。しかし、小樽市は、国、北海道の言いなりで、石狩湾新港、簡易水道事業など過大な事業に税金をつぎ込み、市財政を圧迫し、市民サービスも削減されています。ふれあいパスは、バス運賃の値上げ分がそのまま市民に転嫁されました。国民健康保険料は賦課限度額もまた引上げになり、高い国民健康保険料は市民の大きな負担です。

2002年に33億8,700万円あった累積赤字を2012年に解消し、高い国民健康保険料を市民に課してきた結果、国民健康保険事業運営基金の積立金は 1 億6,000万円になっています。これは市民に還元すべきです。介護保険料も第 6 期の基準額は年額 6 万9,600円、第 5 期の年額 6 万5,520円から引き上げられ、主要都市で 3 番目に高い金額です。市民は、いや応なしに年金から天引きされる高い保険料を嘆いています。こうした保険料の値上げで暮らしは厳しくなる一方です。

我が党の修正案は、地方自治体の役割を果たすべく、市民負担を軽減し、地域経済を活性化する立場で提案する

ものです。

今年は戦後70年の節目の年、小樽市も平和事業に例年より多い予算をとっていますが、さらに200万円追加し、広島平和記念式典に小学生を20名派遣します。

市長は人口増対策で子育て支援を打ち出していますが、若い世代の子育てへの不安は経済的負担ですから、子供の医療費は小学校卒業まで無料にします。

高齢者、ひとり親家庭、障害者への支援として冬期支援事業を実施し、ふれあい見舞金と福祉灯油を6,000世帯に1世帯当たり8,000円を支給します。

国民健康保険料は、一般会計から4,000万円繰出し、1億6,000万円の国民健康保険事業運営基金を取り崩し、1世帯1万円引き下げ、第6期の介護保険料は基準額を値上げせず、第5期の基準額、第5段階の月額5,460円とほぼ同様の5,400円にすることによって、以下、第4段階から第1段階までの保険料を軽減し、低所得者支援を行います。

落ち込んでいる小樽市の経済活性化のために市議会で全会派一致して可決された住宅エコリフォーム助成事業に5,000万円を充て、小・零細事業者に限度額50万円、年度末一括返済のかけこみ緊急資金貸付金を設けます。

また、室内水泳プール廃止後、市民が待ち望んでいる新・市民プールを建設するための基本設計、実施設計として2,800万円を充てます。市長も新・市民プールについては早期に実現したいと表明していますから、直ちに土地の確保に取りかかるよう求めるものです。

これらの事業を行う財源として有価証券売却収入、並行在来線の経営分離を前提とする北海道新幹線推進費、石狩湾新港管理組合負担金、住民基本台帳ネットワークシステム事業費、社会保障・税番号制度システム整備事業費、海水浴場対策委員会貸付金などを減額し、合計4億8,221万9,000円を充てます。国庫補助金、北海道新幹線駅周辺まちづくり計画策定事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金なども減額いたします。

今こそ不要不急の事業をやめ、市民や中小企業の応援の市政に転換するため、我が党の予算修正案に賛同をお願いしまして提案説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第1号ないし第15号、第18号、第24号、第28号、第34号、第35号、第37号、第38号及び第44号ないし第48号については否決、第1号修正案に賛成の討論を行います。詳しくは本会議で述べますので簡潔に行います。

来年度予算についても石狩湾新港への多額の負担金や並行在来線の経営分離を前提とする整備新幹線の推進予算、簡易水道にも過大な受水量を基にした赤字穴埋めなどの一方で、国民健康保険事業特別会計や後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計で市民負担軽減には背を向けています。水道事業会計や下水道事業会計においても昨年4月に消費税の増税があり、市民生活が苦しいときこそ基本水量の見直しと市民負担軽減に踏み出すべきです。

また、マイナンバー制度の導入で大量の個人情報が固まりになるのは明白です。マイナンバーが流出し、さまざまな個人情報が芋づる式に引き出される、このような危険が現実となります。進めるべきではありません。

議案第1号修正案ですが、石狩湾新港のマイナス14メートルバースは245億円の費用をかけて1か月に1日か2日しか使われておらず、このような無駄遣いは続けるべきではありません。それよりも市民にとって切実な国民健康保険料、介護保険料の引下げが必要です。さらに、人口対策として子供の医療費助成の拡大、新・市民プール建設が急がれています。

議案第24号と第28号については、教育委員会の制度改悪に伴うものであり、教育委員会の独立性を弱めるものです。

議案第44号ないし議案第48号については、前回の協定締結後、北海道新幹線開通に伴い並行在来線の経営をJR北海道から分離することに小樽市は同意しました。並行在来線をJR経営で残してこそ、北しりべし定住自立圏としての役割が発揮できると考えます。

以上、各委員の皆さんの賛同をお願いいたしまして討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第15号、第18号、第24号、第28号、第34号、第35号、第37号、第38号及び第44号ないし第48号ついて、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、本日は欠席されておりますが、北野副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様方の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしておりませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。